

# Financial Adviser

[ファイナンシャル・アドバイザー]

FEB. | 2016

No.207

www.kindai-sales.co.jp

2

## 被用者年金一元化で 何が変わったか

老齢・遺族・障害年金の知識を再整理する



### 特別インタビュー

柴原一・税理士法人柴原事務所代表社員に聞く

平成28年度税制改正大綱のポイント

### 特別企画

病気を患うお客さまへの  
住宅ローンアドバイス

奨学金を検討するお客さまに  
FPは何を伝えるべきか

### 巻頭インタビュー・FP羅針盤

大江英樹

株式会社オフィス・リベルタス代表取締役

# 笑顔相続のススメ

第35回

## 平等ではない相続を円満に実現させるには

び遺言書作成の依頼を受けました。

Aさんはすでに奥さまを亡くしており、相続人は3人の息子です。

現在、Aさんは会長職についており、事業は長男（58歳）と次男（55歳）が引き継いでいます。会社から

役員報酬をもらっている長男や次男と比べると、一般的な企業に勤めている三男の給与は少なく、また定年もあるため将来に不安を感じています。

Aさんとしても、家業の恩恵をあまり受けていない三男に財産を多く渡してあげたいというのが今回の遺言書作成の理由でした。

3人とも結婚していますが、長男には子どもはおらず、次男と三男のは子どもが1人ずついます。次男の息子は、すでに家業の手伝いをしています。

Aさんの財産は、自宅不動産5000万円、会社へ貸し付けていた不動産4000万円、未上場株式1億円、上場株式1億5000万円、現預金7000万円、生命保険金4000万円の総額4億5000万円で、相続税も約1億円になります。

先日、先祖代々家業を営んでいたAさん（85歳）から、相続診断およ

動産はどうしたいのかなどAさんの

想いを伺ったところ、未上場株式の大半は子どもがいる次男へ、未上

場株式の一部と会社へ貸し付けてい

る不動産は長男へ、自宅不動産は三男へ、そして財産総額に対しても長男と次男がそれぞれ約25%、三男が約50%になるように現預金と上場株式で調節したいということでした。

### 代々続く不動産の分割に注意

遺言書作成のポイントは、①すべての財産について受遺者を記載すること、②遺留分に配慮すること、③納税資金が確保されていること、④付言事項で想いを伝えることです。

平等ではない分割の場合、すべての財産について受遺者を記載しておかないと、結局は遺産分割協議が必要となり、揉める原因になってしまします。また、今回の相続では先祖代々会社へ貸し付けている不動産についても配慮が必要です。長男夫婦には子どもがないため、長男が亡くなつた場合には、この不動産は長男の配偶者の家族へ流出してしま

不動産については、長男および長男の配偶者が亡くなつた後は、次男の

子どもへ移るように信託を活用することにしました。

遺言書の付言事項には、会社は次男に継いでもらうが、誰よりもお墓参りをしてくれている長男に祭祀は継承してもらいたい旨など、この分け方にした想いを書いてもらいました。

平等ではない分割、未上場株式と

いう現金化が難しい財産の分割、先祖代々の不動産の分割など、相続では様々な問題が起ります。

財産を渡す側の想いを生前に十分に理解したうえで、実際の相続が起こつた場合にどんな問題が起つりうるのかを、家族状況や財産の種類・規模などを含めて総合的に検討し、笑顔相続を実現させましょう。



小川 実

一般社団法人相続診断協会  
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A相続大増税に備える“笑顔相続”的ススメ」(ぎょうせい)発売中。



平成28年2月1日発行（毎月1回1日発行）  
平成11年6月14日第3種郵便物認可

発行所  
（株）近代セーラース社  
第18巻 第2号 通巻207号

〒164-18640 東京都中野区中央1-13-9 電話03-3366-2761

（代）

定価1,080円

本体1,000円



# 笑顔相続

想いを残す文化を創り、日本から争族を無くし笑顔相続を増やす。

笑顔相続の道先案内人

## 「相続診断士」が不足しています。

日本全体では、1年間で約50兆円規模の遺産が受け継がれていく「大相続時代」。家計に大きな贈り物となる可能性もありますが、遺族の争いに発展することも多い相続問題。実際、家庭裁判所での相続関連の相談は約18万件と10年前の2倍に増えています。また、相続はお金持ちだけの問題という誤った認識が、一般家庭の相続準備を怠り、問題を複雑にしています。実際、司法統計年報（平成22年度）によると、紛争件数の74%が相続税と関係ない5000万円以下の遺産分割で揉めています。遺産が多いから揉めるのではなく、100人いれば100通りの相続があり、どこの家庭にも、きちんと相続に対しての準備と助言が必要な時代です。「相続」が「争族」にならない為に、笑顔で相続を迎えるお手伝いをするのが「相続診断士」の求められる社会的役割です。

2015年1月1日より  
**相続税法改正**

 **JIDA**  
Japan Inheritance Diagnosis Association

相続診断士

検索

受験料 37,800円（消費税・テキスト・講習DVD・認定料含）

資格のお申し込みや詳細はインターネットでご確認下さい。

一般社団法人 相続診断協会 <http://souzokushindan.com>

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2丁目13番9号 ダヴィンチ人形町7階

TEL:03-6661-9593 FAX:03-6661-1196 E-mail: info@souzokushindan.com

